

議案第41号

北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年5月18日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行に伴い、戸籍に関する証明手数料の徴収を免除するため及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条の規定に該当する者に対して戸籍事項の証明をするときは、手数料を徴収しない。

別表2の2行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係手数料の表中

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚	500円	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カー	1枚	800円	

ド並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）			
---	--	--	--

」を

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1枚	800円	
--	----	------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。